

賠償責任保険約款集

★ 賠償責任保険普通保険約款および特約 ★

(ゴルファー、個人賠償責任、車いす利用者総合補償、ハンター保険用)

ご契約者の皆さまへ

- この保険約款は、賠償責任保険契約についての大切なことからを記載したものですので、必ず、ご一読いただき内容をよくご確認ください。また、ご契約いただいた後は、保険証券とともにご契約満了まで大切に保管くださいますようお願いします。
- 保険のご契約者以外に被保険者（保険の補償を受けられる方）がいらっしゃる場合は、その方にもここに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際はご家族の方にもご契約内容をお知らせください。
- ご契約後、1か月以上経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが損保ジャパンまでご照会くださいますようお願いします。ご照会に際しましては、領収証番号、保険の種類、保険期間（ご契約期間）および取扱代理店名をご連絡ください。
- ご契約後にご通知いただきたい事項につきましては、2ページの「ご契約締結後にご注意いただきたいこと」に記載していますので、必ずご確認ください。
- 損保ジャパンでは皆さまの「安心」「安全」「健康」を常に考え、サービスの向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。
- おわかりになりにくいくらい、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

[ご注意] 口座振替制度（初回保険料の口座振替制度を含みます。）をお申込みのお客さまへ
保険料はお客様ご指定の金融機関口座から所定の振替期日に振り替えさせていただきます。振替開始月を同封の保険証券で必ずご確認ください。



損害保険ジャパン株式会社

代理店の役割

ご契約内容についてのご照会等は取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧いただとか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約締結後にご注意いただきたいこと

1. ご通知いただく事項について（通知義務等）

申込書にご記入（告知）いただいた内容、または保険証券の記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

■ 被保険者ご本人の職業または職務を変更された場合

ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなった場合は、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご契約内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

■ 住所または通知先を変更された場合

保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

■ ご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

（注）包括契約における通知義務については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2. 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、ケガの補償に関する部分（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 保険料の払込方法を分割払とする場合の第2回以降の分割保険料のお支払いについて

第2回以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日（※）までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を経過してもお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故による損害・ケガに対しては保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の翌々月の25日まで延長します。また、所定の払込猶予期間中に分割保険料のお支払いがない場合、または2か月連続して払込期日に分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することができます。

（※）口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することができます（ハンター保険等、解約返れい金がないご契約もあります）。また、返還される保険料があって多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

〈1〉 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

〈2〉 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

（注）示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

〈3〉 用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンへご相談ください。用品の盗難の場合は、警察への届出が必要になります。

■事故が起った場合の連絡先■

事故が起った場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【事故サポートセンター】◆おかげ間違いにご注意ください。

0120-727-110 (24時間365日対応)

保険金ご請求の手続き

保険金の支払事由に該当するご通知をいただいた場合は、損保ジャパンから保険金請求手続きのご案内をいたします。保険金のご請求内容により必要な書類が異なりますので、損保ジャパンからご案内する書類を提出してください。

(注1) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注2) ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマシンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

補償重複について

補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 賠償責任保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

〈補償重複となる可能性がある主な補償・特約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
① ゴルファー保険等の賠償責任補償	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
② ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約	傷害保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

ご契約が満期になつたら

ご契約の満期日までに、ご継続のご案内をいたしますが、万一ご案内がない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
(注) 告知の内容や事故の発生等によりご契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

適用される保険約款

ご契約いただいた保険には、次の(1)～(3)の約款・特約等が適用されます。

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（6～9ページ）
- (2) 保険証券の「特約種類」欄の特約（下表^(※)を参照ください。）
- (3) 保険証券の「特約」欄に表示されている特約（10～37ページ）

(※) 特約種類番号（記号）と特約の関係

特約種類 の番号	適用される特約等	掲載 ページ
04	ゴルフ特約、身体傷害補償特約（ゴルフ特約用）、ゴルフ用品補償特約（ゴルフ特約用）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（ゴルフ特約用）、家族特約（ゴルフ特約用） (注) 保険証券に保険金額が「***」と表示されている項目については、該当する特約は適用されません。	10～17
12	個人特約	17～19
FX	個人特約、車いす利用者総合補償特約（個人特約用） (注1) 保険証券に介添者緊急雇入費用保険金額の表示がある場合は、上記特約のほか「介添者緊急雇入費用補償特約（個人特約用）」が適用されます。 (注2) 保険証券に傷害保険金額（死亡保険金・入院保険金・通院保険金）、傷害見舞費用保険金額、携行品損害保険金額が「***」と表示されている場合は、傷害対象外特約（個人特約用）、傷害見舞費用対象外特約（個人特約用）、携行品損害対象外特約（個人特約用）がそれぞれ適用されます。	17～27
13	ハンター特約、ハンター傷害補償特約（ハンター特約用）、獣具補償特約（ハンター特約用）、獣犬死亡補償特約（ハンター特約用） (注) 保険証券に保険金額が「***」と表示されている項目については、該当する特約は適用されません。	27～32

賠償責任保険普通保険約款および特約

賠償責任保険普通保険約款	ページ 6
--------------	----------

特 約

〈04 ゴルファー保険〉

番号	特 約 名 称	ページ
1	ゴルフ特約	10
2	身体傷害補償特約（ゴルフ特約用）	10
3	ゴルフ用品補償特約（ゴルフ特約用）	14
4	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（ゴルフ特約用）	15
5	家族特約（ゴルフ特約用）	16
6	ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約（ゴルフ特約用）	17

〈12 個人賠償責任保険〉

番号	特 約 名 称	ページ
7	個人特約	17
8	海外危険補償特約（個人特約用）	19

〈FX 車いす利用者総合補償保険〉

番号	特 約 名 称	ページ
9	車いす利用者総合補償特約（個人特約用）	19
10	介添者緊急雇入費用補償特約（個人特約用）	26
11	傷害対象外特約（個人特約用）	27
12	傷害見舞費用対象外特約（個人特約用）	27
13	携行品損害対象外特約（個人特約用）	27

〈13 ハンター保険〉

番号	特 約 名 称	ページ
14	ハンター特約	27
15	ハンター傷害補償特約（ハンター特約用）	27
16	獵具補償特約（ハンター特約用）	31
17	獵犬死亡補償特約（ハンター特約用）	32
18	ハンター海外危険補償特約（ハンター特約用）	32

番号	特 約 名 称	ページ
19	保険料分割払特約条項（一般用）	32
20	保険料分割払特約条項（団体用）	33
21	保険料支払に関する特約条項	34
22	長期保険特約（ゴルフ特約用）	34
23	長期保険特約（個人特約・スポーツ特約用）	34
24	長期保険特約（ハンター特約用）	34
25	長期保険特約（車いす利用者総合補償特約用）	35
26	クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	35
27	初回保険料の口座振替に関する特約条項	35
28	追加保険料の払込方法に関する特約条項	36
29	包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	36
30	包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	36
31	共同保険に関する特約条項	37
32	保険料確定追加条項	37

賠償責任保険普通保険約款

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等において、別途用語の説明がある場合は、その説明に従います。

用語	説明
売上高	保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（その付属書類を含みます。）の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
身体の障害	身体の傷害および疾患有い、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者	特約条項記載の事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用者に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。
入場者	保険期間中に、有料・無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用者を除きます。
被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が特約条項記載の事故（以下「事故」といいます。）により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲および責任限度）

(1) 当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのとおりとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その額を控除します。）
 - ② 被保険者が第18条（事故の発生）②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
 - ③ 被保険者が第18条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めたために支出した必要または有益であった費用。
 - ④ 被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
 - ⑤ 被保険者が第19条（当会社による解決）①の協力のため支出した費用
 - ⑥ 前条に掲げる事故により、他の人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第18条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用
- (2) 当会社の責任は、1回の事故ごとにについて定めます。
- (3) 1回の事故について、当会社が支払うべき①①の金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

①①の損害賠償金の額 - 保険証券に記載された免責金額

(4) 当会社は、①①から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、①①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、①①の費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$(1)①の費用 \times \frac{\text{保険金額}}{(1)①の損害賠償金の額}$$

第3条（保険適用地域）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害は、保険証券記載の国または地域（以下「保険証券適用地域」といいます。）において発生した事故に起因する損害にかぎります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険証券適用地域において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当会社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎります。
- (3) この普通保険約款に付帯される特約条項等に(1)または(2)と異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑧までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に對しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者はまたは被保険者の故意によって生じた賠償責任
 - ② 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動（群衆または多数者の集団の行動によって、全國または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
 - ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然災厄に起因する賠償責任
 - ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
 - ⑥ 被保険者の使用者が被保険者の業務に從事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
 - ⑦ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
 - ⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。ただし、保険期間が始まつた後であっても、当会社は、保険料領收前に生じた事故による損害に對しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
 (注) 午後4時
 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第6条（調査）

当会社は、保険期間中いつでも、事故発生の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者はまたは被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者はまたは被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなつた場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）
 - ③ 保険契約者はまたは被保険者が、事故が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た、当会社がこれを承認した場合、なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ (2)が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第11条（保険契約の解除）(4)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして生じた事故による損害については適用しません。
- (注) 事実を知っていた場合は過失によってこれを知らなかつた場合
 当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げた場合を含みます。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項に変更を生じさせると事実（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）が発生した場合は、保険契約者はまたは被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者はまたは被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故が発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約の解除）(4)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に對しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして生じた事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料

を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) (6)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約の解除)(4)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条(契約内容の変更)

- (1) 保険契約者は、第7条(告知義務)から前条まで以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行ななければなりません。
- (2) (1)の場合において、当会社が書面を受領するまでの間に生じた事故による損害については、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約項等の規定に従い、保険金を支払います。

第11条(保険契約の解除)

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 - ア 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に實質的に関与していると認められること。
- オ、その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき關係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれららの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (3) 当会社は、被保険者が(2)③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
- (4) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (2)または(3)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(4)の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) 保険契約または被保険者が(2)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合は、(5)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (2)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (2)③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (注2) 保険契約
被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第12条(保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)

- (1) 次の①から③までの場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、この保険契約に適用される特約項等に別に定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還または請求します。

区分	保険料の返還または請求
① 第7条(告知義務)(3)の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条(通知義務)(1)の通知に基づいて保険契約の内容を変更(注1)する場合	ア、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 変更の時から保険期間が満了する時までの期間に対応する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還または請求します。 イ、保険料が、ア、以外によって定められる場合 (ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 返還保険料 = (変更前の保険料 - 変更後の保険料) × (1 - 既経過期間(注2)に対応する別表に掲げる短期料率) (イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 追加保険料 = (変更後の保険料 - 変更前の保険料) × 未経過期間(注2)に対応する別表に掲げる短期料率
③ 第10条(契約内容の変更)(1)の承認をする場合	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、保険契約者に對し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当会社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、

その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。

- (4) 当会社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約項等の規定に従い、保険金を支払います。

(注1) 変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく危険の増加または危険の減少が生じた時をいいます。

(注2) 既経過期間・未経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第13条(保険料の精算)

- (1) 保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当会社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料(この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第14条(保険契約の無効・取消し)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条(保険料の取扱い一無効・取消し・失効の場合)

この保険契約が無効・取消しまたは失効となる場合は、当会社は、この保険契約に適用される特約項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区分	保険料の返還
① この保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 前条(2)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ この保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × (1 - 既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率)

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第16条(保険料の取扱い一解除の場合)

この保険契約が解除となる場合は、当会社は、この保険契約に適用される特約項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区分	保険料の返還
① 第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)もしくは(6)、第11条(保険契約の解除)(2)もしくは(3)または第12条(保険料の取扱い一通知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × (1 - 既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率)
② 第11条(保険契約の解除)(1)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第17条(失効・解除の特例)

- (1) 第15条(保険料の取扱い一無効・取消し・失効の場合)(3)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合は、第13条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。
- (2) 前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第13条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。

第18条(事故の発生)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれららの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次のア、からウ、までの事項を遅滞なく書面で当会社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ、ア、について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額

② 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。	

（注1） 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2） 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第19条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めたときは、当会社は、被保険者に代わり自己の費用での解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第20条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①または②の時から発生し、これを行えることができるものとします。
 ① 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判断が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 ② 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
 - ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑤ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人人がいない場合は、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に對して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は(2)から④までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。
- (7) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
 （注）配偶者
 法律上の配偶者にかぎります。

第21条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または程度、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効

または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から⑥までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかるわざ、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数（注2）を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による尋査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑥までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注1） 請求完了日

被保険者が前条(2)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 次の①から⑥までに掲げる日数

①から⑥までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3） 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

（注4） これに応じなかった場合

必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

（注5） この保険契約の支払責任額（注1）

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注6） 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注7） 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第23条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

（注8） ② 以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする措置もしくは書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するため必要な費用は、当会社の負担とします。

（注9） 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第24条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について、先取特権を有します。

- (2) 当会社は、次の①から④まででない限りかねて該当する場合に、第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行ったことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を買取の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)または(3)の規定により被保険者が当会社に對して保険金の支払を請求ができる場合を除きます。

（注10） 保険金請求権

第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第25条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるることができます。この場合において、代表者は、他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、それぞれの保険契約者または被保険者は、連帯してこの普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等に関する義務を負うものとします。
- (4) 被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第26条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第27条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)

短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

特 約

<04 ゴルファー保険>

1. ゴルフ特約

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、いかなる名目であっても、施設の利用について料金を徴するものといいます。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地（注）をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。 (注) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、いかなる場所かを問わず、クラブ等（注1）を使用してくり返しスイング（注2）を行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 (注1) クラブ等 ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。 (注2) スイング クラブ等（注1）を動かす意でクラブ等（注1）を前後方向へ動かすことをいいます。

第1条（事故）

この特約において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する「事故」とは、被保険者が行うゴルフ（ケイマンゴルフ、ターゲット・パーク・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。）の練習、競技または指導（これらに付隨してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合の変更）

(1) 普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）の④の規定にかかわらず、ゴルフ場敷地内において被保険者が所有、使用または管理するゴルフ・カートの損壊（注1）について、そのゴルフ・カートに對し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（注2）については保険金を支払います。

(2) 普通保険約款第4条の⑥の規定にかかわらず、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディが被った身体の障害によって生じた賠償責任については、保険金を支払います。

(注1) ゴルフ・カートの損壊
ゴルフ・カートに存在する欠陥、磨滅、腐しょく、さびその他の自然消耗または故障損害（注3）を除きます。

(注2) 正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
直接であると間接であると問わず、被保険者がそのゴルフ・カートを使用不能にしたことにより起因する賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）については、保険金を支払いません。

(注3) 故障損害
偶然な外來の事故に直接起因しない電気的損害または機械的損害をいいます。

第4条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の①または②に該当する者をいいます。

- ① 普通保険約款用語の説明に規定する被保険者
- ② ①に規定する被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①に規定する被保険者を監督する者（注）。ただし、①に規定する被保険者に関する事故にかぎります。

(2) (1)①に規定する被保険者と①②に規定する被保険者との統柄は、損害の原因となった事故発生時ににおけるものをいいます。

(注) 監督義務者に代わって①に規定する被保険者を監督する者
①に規定する被保険者の親族にかぎります。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

2. 身体傷害補償特約（ゴルフ特約用）

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の身体傷害の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外のゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導（これらに付隨してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に、急激かつ偶然な外來の事故（以下「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのでその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この特約においては、群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑥ 地震、噴火または津波
- ⑦ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が鶯脛症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

第3条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 第17条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第17条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第4条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額 × 別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合 = 後遺障害保険金の額

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて180日目における被保険者以外の医師の診察に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する

等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
⑤ 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
当する等級に対する保険金支払割合 = 適用する割合

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて、保険金額をもって限度とします。

第5条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{1.5}{1,000} \times \text{入院した日数} (\text{注}) = \text{入院保険金の額}$$

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「臓死した者の身体」との判断を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、その処置日数を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

- (4) 当会社は、入院保険金と死亡保険金または入院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合はその合計額を支払います。

(注) 入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

第6条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{1}{1,000} \times \text{通院した日数} (\text{注}1) = \text{通院保険金の額}$$

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表2の1、から3、までに掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等（注2）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、通院保険金と死亡保険金または通院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合はその合計額を支払います。

(注1) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(注2) ギブス等

ギブス、ギブシーネ、ギブシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。

第7条（他の身体障害または疾病的影響）

- (1) 被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時に既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正當な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に基づく保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者はまた保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行いつた行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア、からオ、までのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注1）を不正に利用していると認められること。

工、法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ、その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この特約に基づく保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害（注3）の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第11条（保険契約の解除）(4)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注3）に対しては、当会社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約
その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 傷害
(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注4) 保険金
(2)②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第9条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に對しこの特約（注5）を解除することを求めることができます。
- ① この特約（注5）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条①または同条①②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条①③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合
- ④ 前条①④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この特約（注5）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約（注5）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約（注5）を解除しなければなりません。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、この特約（注5）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。
- (4) (3)の規定により特約（注5）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- (注5) この特約
その被保険者に係る部分にかぎります。

第10条（特約の無効）
この特約において保険契約者以外の者を被保険者とし、死亡保険金受取人を定める場合（注6）に、その被保険者の同意を得なかつたときは、この特約は無効とします。

(注6) 死亡保険金受取人を定める場合
被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第11条（保険料の取り扱い－解除の場合）
この特約に基づく保険契約またはこの特約が解除となる場合は、当会社は、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区分	保険料の返還
① 第8条（重大事由による解除）(1)の規定により当会社がこの特約に基づく保険契約を解除した場合	既に払い込まれた保険料 × (1 - 既経過期間 (注3) に応対する普通保険約款別表に掲げる短期料率)
② 第8条(2)の規定により当会社がこの特約に基づく保険契約（注2）を解除した場合	既に払い込まれたこの特約の保険料 × (1 - 既経過期間 (注3) に応対する普通保険約款別表に掲げる短期料率)
③ 第9条（被保険者による特約の解除請求）(2)の規定により保険契約者がこの特約（注2）を解除した場合	既に払い込まれたこの特約の保険料 × (1 - 既経過期間 (注3) に応対する普通保険約款別表に掲げる短期料率)
④ 第9条(3)の規定により被保険者がこの特約（注2）を解除した場合	既に払い込まれたこの特約の保険料 × (1 - 既経過期間 (注3) に応対する普通保険約款別表に掲げる短期料率)

- (注1) 保険契約
その被保険者に係る部分にかぎります。
- (注2) この特約
その被保険者に係る部分にかぎります。
- (注3) 既経過期間
1か月に満たない期間は1か月とします。

第12条（保険料の取扱い－特約無効の場合）

この特約が無効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

区分	保険料の返還
第10条（特約の無効）の規定によりこの特約が無効となる場合	既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。

第13条（事故の発生）

被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、下表の「傷害発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくこの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

傷害発生時の義務	差し引く金額
事故発生の日時、場所、事故の概要および傷害の程度を遅滞なく当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額

第14条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行えることができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 入院保険金については、被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
④ 通院保険金については、被保険者が被った第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 被保険者は保険金を請求できない事があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に對して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合はまたは(2)から(4)までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (7) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
(注) 配偶者
法律上の配偶者にかぎります。

第15条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から④までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払由に発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日

(5) ①①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

- (注1) 請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (注2) 次の①から⑤までに掲げる日数
①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (注3) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかつた場合
必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第16条（代位）

当会社が、保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第17条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を出した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死後時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
- (注) 死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次法定相続人とします。

第18条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在不明の場合は、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第19条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）、同第2条（損害の範囲および責任限度）、同第4条（保険金を支払わない場合）、同第11条（保険契約の解除）(2)、(3)、(5)および(6)ならびに同第18条（事故の発生）から同第24条（先取特權）までの規定は適用しません。

第20条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 用語の説明に関する表の危険の規定中「損害の発生の可能性」とあるのは「傷害の発生の可能性」
② 第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定中「損害」とあるのは「傷害」
③ 第7条（告知義務）(5)、第8条（通知義務）(4)および(5)および(7)、第10条（契約内容の変更）(2)ならびに第12条（保険料の取扱い・告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(3)および(4)の規定中「事故による損害」とあるのは「傷害」

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびゴルフ特約の規定を準用します。

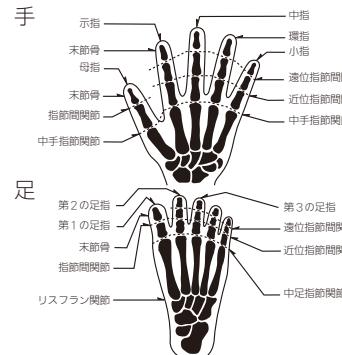
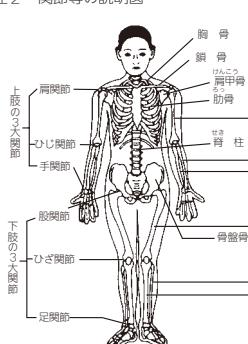
別表1

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合	
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀しゃくおよび言語の機能を廃したるもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%	
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%	
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%	
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7)両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%	
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%	
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%	
第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリストラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12)外貌に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸を失ったもの		42%
第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの		34%
第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難い程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14)1足の第1の足指を含み2以上足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの		26%
第10級	(1)1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面鏡で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難い程度になったもの (6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		20%

第11級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)脊柱に変形を残すもの (8)1手の示指・中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
	1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの	
	1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3)7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの	
	1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	長管骨に変形を残すもの	
	(9)1手の小指を失ったもの	
第12級	1手の示指・中指または環指の用を廃したもの	10%
	(10)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの	
	局部に頑固な神経症状を残すもの	
	(4)外貌に醜状を残すもの	
	1眼の矯正視力が0.6以下になったもの	
	1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	(3)正面視以外で複視を残すもの	
	両眼のまぶたの一部に欠損を残したまはまづげはげを残すもの	
	(5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
第13級	(6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	7%
	(7)1手の小指の用を廃したもの	
	(8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	(9)1下肢を1cm以上短縮したもの	
	1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの	
	1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
	1眼の矯正視力が0.6以下になったもの	
	1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	(3)正面視以外で複視を残すもの	
	両眼のまぶたの一部に欠損を残したまはまづげはげを残すもの	
第14級	(4)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	4%
	(5)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	(6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	(7)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの	
	(8)1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの	
	1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
	1眼のまぶたの一部に欠損を残す、またはまづげはげを残すもの	
	(2)3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
注2 関節等の説明図



別表2 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等(注)を装着した場合にかぎります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等(注)を装着した場合にかぎります。
- 注 1. から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1・注2の図に示すところによります。
(注) ギブス等
ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、センター等は含まれません。

別表3 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書	<input type="checkbox"/>				
2. 保険証券	<input type="checkbox"/>				
3. 当会社の定める傷害状況報告書	<input type="checkbox"/>				
4. 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書	<input type="checkbox"/>				
5. 死亡診断書または死体検査書	<input type="checkbox"/>				
6. 後遺障害または傷害の程度の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書	<input type="checkbox"/>				
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書	<input type="checkbox"/>				
9. 被保険者の印鑑証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
10. 被保険者の戸籍謄本	<input type="checkbox"/>				
11. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人を定めなかった場合)	<input type="checkbox"/>				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	<input type="checkbox"/>				
13. その他当会社が第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行ふためにくわくとのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	<input type="checkbox"/>				

注 保険金を請求する場合は、□を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

3. ゴルフ用品補償特約(ゴルフ特約用)

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ながらびにそれらを収容するバッグ類をいい、保険証券に記載されたものにかぎります。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
保険金	第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のゴルフ用品の保険金額をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について、次の①または②に掲げる事由により生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 盗難(盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。以下この特約において同様とします。)。ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。
- ② ゴルフクラブの破損または曲損

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であると問わず、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によつて生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 火災の際ににおける不法侵入者または盗賊によってなされた盗難
- ③ ゴルフ用品の自然の消耗または性質による変質その他の類似の事由
- ④ ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失
- ⑤ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)。
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ⑦ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第3条(保険金の支払額)

当会社は、損害の生じたゴルフ用品の損害発生時における時価によって算出した損害額の全額を、保

はアルバトロスの達成を目撃(注1)したその公式競技の参加者または競技委員1名以上が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
(イ) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できるビデオ映像

(ロ) 被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成、同伴競技者以外の第三者(注2)が目撃(注1)した場合は、その第三者(注2)が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

ウ、そのゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を行なう権限を有する者

(ア) 第1条(保険金を支払う場合)①から⑤までの費用の支払を証明する領収書

(イ) 委任をする書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)

(ロ) その他当会社が普通保険約款第21条(保険金の支払時期)①に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。

(3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者は被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注3)

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注3)または②以外の3親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(6) 保険契約者は被保険者が「正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)から(4)までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(7) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
(注1) 目撃

ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。

(注2) 第三者

複数名存在する場合はいずれかの者とします。

(注3) 配偶者

法律上の配偶者にかぎります。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)の費用に對して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額(注)の合計額が②に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額(注)

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

(2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。
(注) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払るべき保険金または共済金の額をいいます。

第8条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)、同第2条(損害の範囲および責任限度)、同第4条(保険金を支払わない場合)、同第18条(事故の発生)①、同第19条(当会社による解決)、同第20条(保険金の請求)、同第22条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同第24条(先取特権)の規定は適用しません。

第9条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第21条(保険金の支払時期)(注1)の規定中「前条(2)および(4)の規定による手続」とあるのは「この特約第6条(保険金の請求)(2)および(4)の規定による手続」と読み替えて適用します。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

5. 家族特約(ゴルフトリート)

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
家族	第1条(被保険者の範囲)①から④までのいずれかに該当する者をいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載の者をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条(被保険者の範囲)

- (1) この特約により、ゴルフトリートにおける被保険者を、保険証券記載の次の①から⑥までのいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ 記名被保険者が未成年または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親族者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者(注1)。ただし、記名被保険者の親族者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
 - ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親族者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注3)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- (2) (1)の記名被保険者またはその配偶者の続柄および同居または別居の別は、損傷の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注1) 監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者

記名被保険者の親族にかぎります。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族にかぎります。

第2条(記名被保険者である被保険者に係る部分の解除の特則)

- (1) 第6条(身体傷害補償特約(ゴルフトリート)による保険契約の解除に関する特則)により読み替えられた身体傷害補償特約(ゴルフトリート)第8条(重大事由による解除)②④の規定により記名被保険者に係る部分の解除が行われた場合(注1)、記名被保険者から同特約第9条(被保険者による解除請求)②の規定による解除請求があった場合、または記名被保険者により同条③に規定する解除が行われた場合は、保険契約者は次の①または②のいずれかのことを行なわなければなりません。ただし、この保険契約において、その記名被保険者が同特約第4条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けた場合は②によるものとします。

① 家族のうち新たに記名被保険者となる者の同意を得て、記名被保険者をその者に変更すること。

② この身体傷害補償特約(ゴルフトリート)を解除すること。

- (2) 第6条(身体傷害補償特約(ゴルフトリート)による保険契約の解除に関する特則)により読み替えられた身体傷害補償特約(ゴルフトリート)第8条(重大事由による解除)②④の規定により当会社が記名被保険者である被保険者に係る部分について解除を行なった場合はまたは同特約第9条(被保険者による解除請求)③の規定により記名被保険者が同条③に規定する解除を行なった場合であっても、(1)の手続が行われるまでの間、第1条(被保険者の範囲)の規定の適用は、その記名被保険者の続柄によるものとします。

(注1) 記名被保険者である被保険者に係る部分の解除が行われた場合

保険契約締結の後の、記名被保険者が身体傷害補償特約(ゴルフトリート)第3条(死亡保険金の支払)①の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

(注2) 身体傷害補償特約(ゴルフトリート)

その家族に係る部分にかぎります。

第3条(保険料の取り扱い・解除の場合)

身体傷害補償特約(ゴルフトリート)が解除となる場合は、当会社は、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区分	保険料の返還
第2条(記名被保険者である被保険者に係る部分の解除の特則)①②の規定により保険契約者が身体傷害補償特約(ゴルフトリート)の保険料を解除した場合	既に払い込まれた身体傷害補償特約(ゴルフトリート)による保険料×(1-既経過期間に対応する普通保険約款別表に掲げる短期料率)

第4条(適用の範囲・他の特約との関係)

記名被保険者に係る部分の特約の適用がある場合にかぎり、家族にもその特約の適用があるものとします。

- ① 身体傷害補償特約(ゴルフトリート)
- ② ゴルフトリート
- ③ ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(ゴルフトリート)

第5条(個別適用)

普通保険約款およびゴルフトリートならびに前条①から③までの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。ただし、これによつて、普通保険約款第2条(損害の範囲および責任限度)に定める保険金額が倍額されるものではありません。

第6条(身体傷害補償特約(ゴルフトリート)による保険契約の解除に関する特則)

当会社は、身体傷害補償特約(ゴルフトリート)が付帯されている場合、同特約第8条(重大事由による解除)②の規定により読み替えます。

「第8条(重大事由による解除)」

- (1) 当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者が被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせること目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または被保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行なつた、または行はうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が次のア、からロ、までのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不利益に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ロ. 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金額、通院保険金額

額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
- ① 記名被保険者が、(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
 - ② 記名被保険者以外の被保険者が、(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
 - ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 - ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害(注3)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第11条(保険契約の解除)(4)の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由または(2)の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害(注3)に対しては、当会社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力を含みます。

(注2) 保険契約

(2)①または③の事由がある場合は、その家族に係る部分にかぎり、(2)②または④の事由がある場合は、その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 傷害

(2)①の規定による解除がなされた場合は、その家族に発生した傷害をいい、(2)②から④までの規定による解除がなされた場合は、その被保険者に発生した傷害をいいます。

(注4) 保険金

(2)③または④の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。」

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびゴルフ特約の規定を準用します。

6. ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約(ゴルフト約用)

第1条 (保険責任の始期および終期)

当会社の保険責任は、被保険者ごとに、保険期間中に被保険者が保険証券記載のゴルフ場敷地内に入場した時に始まり、同所を退場した時(保険期間中に退場しなかった場合は、保険期間終了後に同所を退場した時とします。)に終わります。

第2条 (被保険者の範囲)

(1) この特約において、被保険者とは、ゴルフの練習、競技または指導のために保険証券記載のゴルフ場敷地内に入場した者をいいます。ただし、次の①または②に掲げる者を除きます。

① 保険証券記載のゴルフ場の経営者および使用人(臨時雇いを含みます)。ただし、使用人については、実際に使用されているゴルフ場以外においては被保険者とします。)

② いかなる名目であっても、保険証券記載のゴルフ場において、入場者のためにゴルフの指導をすることを業務とし、そのゴルフ場から対価を得ている者

(2) この特約において、ゴルフト約、身体傷害補償特約(ゴルフト約用)またはゴルフ用品補償特約(ゴルフト約用)の規定は、被保険者ごとに個別に適用します。

第3条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

当会社は、普通保険約款第22条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、この保険契約と重複する他の保険契約等を締結している被保険者については、身体傷害補償特約(ゴルフト約用)の部分を除き、他の保険契約等により支払われる金額またはこの保険契約の免責金額のいずれか高い額を超過した場合にかぎり、その超過額のみを保険金として支払います。

第4条 (保険金額等の適用)

保険証券記載の保険金額および免責金額は、被保険者1名ごとに、かつ、その被保険者が保険証券記載のゴルフ場敷地内に入場した時から同所を退場した時までの期間につき適用します。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、ゴルフト約、身体傷害補償特約(ゴルフト約用)およびゴルフ用品補償特約(ゴルフト約用)の規定を準用します。

<12 個人賠償責任保険>

7. 個人特約

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注) 情報の流布 特定の者への伝達を含みます。

軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすりリフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は含まれません。 (注) ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
記名被保険者	保険証券記載の本人をいいます。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地(注)をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。 (注) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類似する権利等の財産権を含みます。
住宅	記名被保険者の居住の用に供される住宅(注1)または記名被保険者が所有する記名被保険者以外の居住の用に供される住宅(注1)をいい、住宅敷地内(注2)の動産および不動産を含みます。 (注1) 居住の用に供される住宅 別荘等一時の居住の用に供される住宅を含みます。 (注2) 住宅敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地(注3)で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。 (注3) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
受託品	被保険者が日本国内において正当な権利を有する者から受託した財物のうち、被保険者が管理するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が日本国内において発生した次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故(以下「事故」といいます。)による他の人の身体の障害、他の人の財物の損壊もしくは盗取(注1)または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。

① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

② 被保険者の日常生活(注2)に起因する偶然な事故

(注1) 盗取
財物が受託品の場合にかぎります。

(注2) 日常生活
住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次の①から⑥までのいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ 記名被保険者が未成年または責任無能力者の場合は、②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者(注1)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。

⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

(2) (1)の記名被保険者またはその配偶者の親族または別居または別居の別は、損害の原因となった事故发生時におけるものをいいます。

(注1) 監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者

記名被保険者の親族にかぎります。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族にかぎります。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性
 その他の有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
 ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物が受託品でない場合は、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 ② 前条に定める者およびこれらとの者と同居する親族に対する賠償責任
 ③ 被保険者の使用者人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任。ただし、その使用者人が被保険者の事業使用者である場合を除きます。
 ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 ⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任
 ⑥ 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産（注5）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
 ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任
 ⑨ 航空機、船舶および車両（注6）または武器（注7）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

(3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆

群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質（注3）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 不動産

住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。

(注6) 船舶および車両

次の①から④までのいずれかに該当するものを除きます。

① 主たる原動力が人力であるもの

② ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート

③ 身体障害者用の車（注8）および歩行補助車、原動機を用いるもの

④ 移動用小型車および遠隔操作型小型車

(注7) 銃銃

空気銃を除きます。

(注8) 身体障害者用の車

身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障害者用の車いす等の車をいいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させができるものを除きます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当会社は、次の①から⑯までのいずれかに該当する受託品の損壊または盗取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 自動車（注1）、原動機付自転車、船舶（注2）、航空機（注3）、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらとの付属品（注4）

② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらとの付属品（注4）

③ 動物

植物等の生物

④ 税本、設計書、図案、証書（注5）、帳簿その他これらに類する物

⑤ 通貨、小切手、印紙、切手、商品券、預貯金証書（注6）、手形その他の有価証券その他これらに類する物

⑥ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、その他これらに類する物

⑦ 黄金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する無体物

⑧ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

⑨ 商品・製品等、業務の目的に使用される設備・什器等

⑩ 業務を行なう者がその業務に関連して預託を受けている物

⑪ 所持することが日本国の法令に違反する物

⑫ 不動産（注7）

⑬ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具

山岳登山（注8）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注9）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

⑮ 受託した地および時における受託品の価額が1個もしくは1組または1対（注10）で100万円を超える物（注11）

⑯ その他下欄記載の物

・ 移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン、タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの方属性
・ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス
・ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの方属性
・ 漁具

(2) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、次の①から⑯までのいずれかに該当する事由によって

生じた損害に對しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為
 ② 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
 ③ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のア、またはイ、のいずれかに該当する場合は保険金を支払いません。
 ア、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
 イ、施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
 ④ 自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
 ⑤ 偶然な外來の事故に直接起因しない、受託品の電気の作用に伴って発生した電気の事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故
 ⑥ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み
 ⑦ 受託品の置き忘れ（注12）または紛失（注13）
 ⑧ 許諾または横領

(3) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、被保険者が次の①から⑯までのいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被った損害に對しては、保険金を支払いません。

- ① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取に起因する賠償責任
 ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する賠償責任（注14）
 ③ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことによる賠償責任

(注1) 自動車
 被けん引車を含みます。また、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注2) 船舶
 ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注3) 航空機
 飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注9）、ジャイロプレーンをいいます。

(注4) 付属品
 実際に定着（注15）または装備（注16）されているか否かを問わず、定着（注15）または装備（注16）することを前提に設計、製造されたものをいいます。

(注5) 証書
 公正証書、身分証明書等の一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。なお、旅券および運転免許証を含みます。

(注6) 預貯金証書
 通帳および運転免許証を含みます。

(注7) 不動産
 建物、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。

(注8) 山岳登山はん
 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（注17）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注9) 超軽量動力機
 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライディング等のパラシート型超軽量動力機を除きます。

(注10) 1個もしくは1組または1対

付属品（注4）を含みます。

1個もしくは1組または1対（注10）で100万円を超える物

ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

置き忘れ

保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。

置き忘れ（注12）または紛失

置き忘れ（注12）または紛失後での盗難を含みます。

受託品を使用不能にしたことに起因する賠償責任

収益減少に基づく賠償責任を含みます。

定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

装備

備品として備え付けられている状態をいいます。

ロッカーライミング

フリーアクセスを含みます。

5条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次のア、からウ、までの事項を遅滞なく書面で当会社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ、ア、について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額

② 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届け出ること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑤ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。	

（注1） 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2） 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第6条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 用語の説明に関する表の「損害賠償請求権者の規定中「身体の障害または財物の損壊」とあるのは「他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは盗取（財物が受託品の場合にかぎります。）または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能」、同表の「保険金」の規定中「第1条（保険金を支払う場合）」とあるのは「個人特約第1条（保険金を支払う場合）」
- ② 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(2)、③および⑥の規定中「第18条（事故の発生）」とあるのは「個人特約第5条（事故の発生）、同条(1)(6)の規定中「前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について」とあるのは「個人特約第1条（保険金を支払う場合）に掲げる事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは盗取（財物が受託品の場合にかぎります。）または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能」
- ③ 第20条（保険金の請求）(2)の規定を次のとおり読み替えます。
〔2〕 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 盗難による損害の場合は警察署の盜難届出証明書
 - ③ 被保険者が賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
 - ④ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
 - ⑤ 保険金の請求の委託を認定する書類および委託を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑥ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑦ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行つたために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの〕

第7条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款用語の説明に関する表の「財物の損壊」、同第1条（保険金を支払う場合）、同第4条（保険金を支払わない場合）および同第18条（事故の発生）の規定は適用しません。

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって普通保険約款第2条（損害の範囲および責任限度）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

8. 海外危険補償特約（個人特約用）

この保険契約は、日本国外において発生した個人特約第1条（保険金を支払う場合）の①および②に掲げる偶然な事故についても適用します。

<FX 車いす利用者総合補償保険>

9. 車いす利用者総合補償特約（個人特約用）

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

家族被保険者	個人特約第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
車いす	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11の3号に規定するものをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 國家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
死亡保険金額	保険証券記載の死亡保険金額をいいます。
手術	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のア、カラオ、までのいずれかに該当するものを除きます。 ア 創傷処理 イ 皮膚切開術 ウ ブリードマン エ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ 抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） (注1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為として列挙されている診療行為（注2）のうち、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注3）においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 (注3) 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局部的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（定期券は除きます。）、宿泊券、觀光券および旅行券をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。

保険金	各条項においてそれぞれ次の①から⑤までに掲げるものをいいます。 ① 第1章賠償責任補償条項においては、普通保険約款の用語の説明に関する表に規定する保険金 ② 第2章傷害補償条項においては、死亡保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金 ③ 第3章傷害見舞費用補償条項においては、同条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金 ④ 第4章携行品損害補償条項においては、同条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金 ⑤ 第5章基本条項においては、①から④までに規定する保険金
補助行為	記名被保険者に対する次の行為をいいます。ただし、いかなる場合も医療行為を含みません。 ① 車いすの移動を手助けする行為 ② 車いすへの乗降を手助けする行為
補助者	補助行為を行なう者をいい、家族被保険者を除きます。

第1章 賠償責任補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、個人特約第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次条で追加する被保険者が日本国内において行う補助行為に起因する偶然な事故（以下「事故」といいます。）による他人の身体の障害、他の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（被保険者の追加）

家族被保険者に加え、次の①および②の者を被保険者として追加します。

- ① 補助者
- ② ①の補助者の監督義務者

第3条（交差責任）

当会社は、被保険者が相互に法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の①および②に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。

- ① 前条の被保険者間で相互に負担する法律上の損害賠償責任
- ② 家族被保険者が前条の被保険者に対して負担する法律上の損害賠償責任

第4条（個人特約の適用除外）

この補償条項については、個人特約第4条（保険金を支払わない場合－その2）の規定は適用しません。

第5条（個人特約の読み替え）

この補償条項については、個人特約次の①および②のとおり読み替えて適用します。

- ① 個人特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）(2)の①の規定を次のとおり読み替えます。
「① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任」
② 個人特約第3条(2)の③の規定を次のとおり読み替えます。
「③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任。ただし、その使用人が家族被保険者の家庭使用人または補助者である場合を除きます。」

第2章 傷害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外來の事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に対して、この補償条項および第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒は含みません。

第2条（被保険者の範囲）

この補償条項において、「被保険者」とは、記名被保険者をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者の自殺行為。犯罪行為または鬭争行為
- ④ 被保険者が次のア、カラウ、までのいずれかに該当する間に生じた事故
ア、法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをおいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
イ、道交法規第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全國または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下同様とします。）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑪ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に定める運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のア、カラウ、までのいずれかに該当する間
ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ワ、に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上競技等をしている間については、保険金を支払います。
イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様式により乗用具を使用している間。ただし、下記ワ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・様式により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・様式により自動車等を使用している間

第5条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡保険金額の全額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第5章基本条項第14条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第5章基本条項第14条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数} \text{ (注1)} = \text{入院保険金の額}$$

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」ととの判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、その処置日数を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被つた場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基く傷害について、1回の手術（注2）にかぎります。

① 入院中（注3）に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

(注1) 入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(注2) 1事故に基く傷害について、1回の手術
1事故に基く傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注3) 入院中
第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数} \text{ (注1)} = \text{通院保険金の額}$$

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表2の1、から3、までに掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等（注2）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条(1)に規定する通院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被つた場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(注1) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(注2) ギブス等

ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポートー等は含まれません。

第8条（死への推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となつた場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となつた場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠つたことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となつた場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 傷害見舞費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、日本国内において記名被保険者の補助行為中の補助者が、急激かつ偶然な外來の事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）によって身体に傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、後遺障害が生じた場合または入院した場合において、その傷害に対し被保険者が見舞金（申願金を含みます。以下同様とします。）を支払ったときは、その費用を負担したことによって被保険者に対する損害に対して、この補償条項および第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の費用は、被保険者が損害賠償金を支払うことなく慣習として支払う見舞金をいいます。ただし、当会社の同意を得て支払ったものにかぎります。

(3) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸い、吸引または摂取した場合に急激に生ずる中毒症（繰続的に吸入、吸引または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

第2条（被保険者の範囲）

この補償条項において、「被保険者」とは、記名被保険者をいいます。なお、記名被保険者が責任無能力者の場合はその監督義務者をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑯までのいずれかに該当する事由によって補助者が身体に傷害を被った場合の見舞金に對しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
② 見舞金を受け取るべき者（受傷者を含みます。以下同様とします。）の故意
③ 被保険者または見舞金を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為
④ 受傷者と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
⑤ 受傷者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥ 受傷者の妊娠、出産、早産または流産
⑦ 受傷者に対する外科的手段その他の医療処置。ただし、外科的手段その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
⑧ 航空機、船舶、車両（原動力がもっぱら人労であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する事故
⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する事故
⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑫ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑬ ⑩から⑯までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑭ ⑫以外の放射線照射または放射能汚染
⑮ 被保険者の職務遂行に直接起因する事故
⑯ もっぱら被保険者の職務の用に供される勤務または不動産（住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する事故

- (2) 当会社は、受傷者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的的見解を認めないとあっても、保険金を支払いません。
① ⑩から⑯までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
② ⑫以外の放射線照射または放射能汚染
③ 被保険者の職務遂行に直接起因する事故
④ もっぱら被保険者の職務の用に供される勤務または不動産（住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する事故

- (3) 当会社は、受傷者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的的見解を認めないとあっても、保険金を支払いません。

第4条（支払限度額）

第1条（保険金を支払う場合）に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき受傷者1人について下表に記載する金額（以下「支払限度額」といいます。）をもって限度とします。

項目	支払限度額
① 死亡した場合	50万円
② 後遺障害が生じた場合	50万円に別表3の第1級から第14級までに掲げる保険金支払割合を乗じた額
③ 入院した場合	入院した期間
	31日以上
	10万円
	15日以上30日以内
	5万円
	8日以上14日以内
	3万円
	7日以内
	2万円

第5条（支払保険金の競合）

- (1) 当会社は、同一の事故により同一の受傷者に対して支払うべき、入院に係る保険金と後遺障害に係る保険金とが競合した場合または入院に係る保険金と死亡に係る保険金とが競合した場合は、その合計額を支払います。
(2) 当会社は、同一の事故により同一の受傷者に対して、死亡に係る保険金を支払う場合において、既に支払った後遺障害に係る保険金があるときは、死亡に係る保険金から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

第4章 携行品損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、偶然な事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この補償条項および第5章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（被保険者の範囲）

この補償条項において、「被保険者」とは、記名被保険者をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑯までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
③ 個人特約第2条（被保険者の範囲）(1)②から④までに規定する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得せざる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為
⑤ 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかに該当する間に生じた事故
ア、法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
イ、道踏交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑥ 戰争、国外の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑧ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑨ ⑥から⑧までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑩ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
⑪ 差し押え、徵収、沒収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な施設としてなされた場合は、保険金を支払います。
⑫ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者被保険者またはこれらに代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもつても見失してしまった欠陥を除きます。
⑬ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
⑭ 保険の対象のすり傷、搔き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑮ ⑪から⑯までのいずれかの事由に直接起因しない保険の対象の電気の事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
⑯ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、保険金を支払います。
⑰ 保険の対象の置き忘れたまは紛失

第4条（保険の対象およびその範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。
(2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑯までに掲げるものは、保険の対象に含まれません。

- ① 股券、手帳、その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの。ただし、乗車券等ならびに通貨および小切手を除きます。
② 預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、パスポートその他これらに準ずるもの
③ 稼本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの
④ 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、自動車、原動機付自転車、自転車および車いすなどにこれらに付属する品
⑤ 被保険者が別表1に定める運動等を行っている間のその運動等のための用具
⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
⑦ 動物および植物
⑧ その他保険証券記載のもの

第5条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険金額によって定めます。
(2) 保険の対象の損害を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落ち）は損害額に含めません。
(3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価額に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。
(4) 第7条（費用の支払）の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までによって計算された額の合計額を損害額とします。
(5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険金額を超える場合は、その保険金額をもって損害額とします。
(6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第7条（費用の支払）の費用の合計額を損害額とします。
(7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの

損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計額が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第6条（支払保険金）

当会社が支払う保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を控除した残額とします。ただし、保険期間を通じ保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第7条（費用の支払）

当会社は、次の①または②に掲げる費用を支払います。

- ① 第5章基本条項第6条（事故等の発生）③ア. の損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうちで必要または有益であった費用
- ② 同条項第6条③工. に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第5章 基本条項

第1条（傷害補償条項における重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に基づく保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③ 保険契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。

- ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

- イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

- ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

- エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

- オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他に保険契約等との重複によって、被保険者に係る死亡保険金額、入院保険金額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約に基づく保険契約（注2）を解除することができます。

- ① 被保険者が、①③ア. からウ. までまたは④. のいずれかに該当すること。

- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、①③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。

- (3) ①または②の規定による解除が傷害（注3）の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第11条（保険契約の解除）④の規定にかかわらず、①③から⑤までの事由または②①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注3）に対しては、当会社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (注1) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (注2) 保険契約
その被保険者に係る部分にかぎります。

- (注3) 傷害
(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害をいいます。

- (注4) 保険金
(2)②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、①③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第2条（被保険者による傷害補償条項の解除請求）

(1) 被保険者は、保険契約以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し第2章傷害補償条項（注）を解除することを求めるることができます。

- ① 第2章傷害補償条項（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条①①または同条①②に該当する行為のいずれかがあった場合

- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条①③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合

- ④ 前条①④に規定する事由が生じた場合

- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、第2章傷害補償条項（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、第2章傷害補償条項（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- (2) 保険契約者は、被保険者から①に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、第2章傷害補償条項（注）を解除しなければなりません。

- (3) ①①の事由のある場合は、その被保険者は、①の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、第2章傷害補償条項（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。

- (4) ③の規定により第2章傷害補償条項（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に對し、その旨を書面により通知するものとします。

- (注) 第2章傷害補償条項
その被保険者に係る部分にかぎります。

第3条（傷害補償条項の無効）

普通保険約款第14条（保険契約の無効・取消し）①のほか、第2章傷害補償条項において保険契約者

以外の者を被保険者とし、死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったときは、同条項は無効とします。

(注) 死亡保険金受取人を定める場合

被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とする場合を除きます。

第4条（保険料の取り扱い－特約解除の場合）

この特約に基づく保険契約または第2章傷害補償条項（注1）が解除となる場合は、当会社は、下表の規定に従い算出した額を返します。

区分	保険料の返還
① 第1条（傷害補償条項における重大事由による解除）(1)の規定により当会社がこの特約に基づく保険契約を解除した場合	既に払い込まれた保険料 × (1 - 既経過期間(注3)に応する普通保険約款別表に掲げる短期料率)
② 第1条(2)の規定により当会社がこの特約に基づく保険契約（注1）を解除した場合	既に払い込まれた第2章傷害補償条項の保険料 × (1 - 既経過期間(注3)に応する普通保険約款別表に掲げる短期料率)
③ 第2条（被保険者による傷害補償条項の解除請求）(2)の規定により保険契約者が第2章傷害補償条項（注2）を解除した場合	既に払い込まれた第2章傷害補償条項の保険料 × (1 - 既経過期間(注3)に応する普通保険約款別表に掲げる短期料率)
④ 第2条(3)の規定により被保険者が第2章傷害補償条項（注2）を解除した場合	既に払い込まれた第2章傷害補償条項の保険料 × (1 - 既経過期間(注3)に応する普通保険約款別表に掲げる短期料率)

(注1) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注2) 第2章傷害補償条項

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第5条（保険料の取り扱い－傷害補償条項の無効の場合）

第2章傷害補償条項が無効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

区分	保険料の返還
第3条（傷害補償条項の無効）の規定により第2章傷害補償条項が無効となる場合	既に払い込まれた第2章傷害補償条項の保険料の全額を返します。

第6条（事故等の発生）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故等（注1）が発生したことを知った場合は、次に掲げる下表の「事故等発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故等発生時の義務	差し引く金額
① 被保険者が第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
② 補助者が第3章傷害見舞費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額

③ 保険の対象について第4章携行品損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生したことを見た場合	<p>ア. 損害の発生および拡大の防止につとめること。</p> <p>イ. 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となつた事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。</p> <p>ウ. 損害が盗難によって生じた場合は、直ちに警察署へ届け出ること。ただし、下記の場合はこの他の各々次の届出を直ちに行うこと。</p> <p>(ア) 盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人（被保険者が振出人である場合を除きます。）および支払金融機関への届出</p> <p>(イ) 盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合には、その運輸機関（宿泊券の場合はその宿泊施設）または発行者への届出</p> <p>エ. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。</p> <p>オ. 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。</p> <p>カ. ア. からオ. までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。</p>	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
		保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額

(注1) 事故等

第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の急激かつ偶然な外來の事故、第3章傷害見舞費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の急激かつ偶然な外來の事故または第4章携行品損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の偶然な事故をいいます。以下この章において同様とします。

(注2) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第7条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象（注）を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(注) 保険の対象

第4章携行品損害補償条項第4条（保険の対象およびその範囲）に規定する保険の対象をいいます。

第8条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	保険金請求権発生の時
① 第2章傷害補償条項に係る保険金	ア. 死亡保険金 被保険者が死亡した時
	イ. 入院保険金 被保険者が被った第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 手術保険金 手術保険金については、被保険者が同条項第1条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
	エ. 通院保険金 被保険者が被った同条項第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
② 第3章傷害見舞費用補償条項に係る保険金	同条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する傷害見舞費用を支払った時
③ 第4章携行品損害補償条項に係る保険金	同条項第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故等の内容または損害もしくは傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事實と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。
- (7) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注1) 配偶者
法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族
法律上の親族にかぎります。

第9条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故等の原因、事故等発生の状況、損害または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）または傷害の程度、事故等と損害または傷害との關係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかるわざらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4） 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正當な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

- (注1) 請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (注2) 損害の額
保険金額を含みます。
(注3) 次の①から⑤までに掲げる日数
①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注4) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(注5) これに応じなかつた場合
必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第10条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第6条（事故等の発生）①の通知または第8条（保険金の請求）(1)①の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検査（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当会社が負担します。

第11条（被害物の調査）

- 第4章携行品損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象の残存物を、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。

- (2) 第4章携行品損害補償条項において、盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その回収物について盗難の損害は生じなかつたものとみなします。
(3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

- (4) 第4章携行品損害賠償条項において、盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は保険金の保険価額（保険の対象が乗車券等の場合は損害額）に対する割合によって、当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (5) (2)または(4)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。

第13条（代位）

普通保険約款第23条（代位）の規定にかかわらず、当会社が第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第14条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行ることができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対応することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(6)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
- （注）死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人
法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第15条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるできます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、死亡保険金受取人の中の1名について行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第16条（普通保険約款の適用除外）

この特約の次の①および②の補償条項については、普通保険約款の次の規定を適用しません。

① 第2章傷害補償条項

普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）、同第2条（損害の範囲および責任限度）、同第4条（保険金を支払わない場合）、同第11条（保険契約の解除）、(2)、(3)、(5)および(6)ならびに同第18条（事故の発生）から同第24条（先取特権）までの規定は適用しません。

② 第3章傷害見舞費用補償条項および第4章携行品損害補償条項

普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）、同第2条（損害の範囲および責任限度）、同第4条（保険金を支払わない場合）、同第18条（事故の発生）(1)、同第19条（当会社による解決）から同第21条（保険金の支払時期）までおよび同第24条（先取特権）の規定は適用しません。

第17条（普通保険約款の読み替え）

第2章傷害補償条項については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 用語の説明に関する書の危険の規定中「損害の発生の可能性」とあるのは「傷害の発生の可能性」
② 第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定中「損害」とあるのは「傷害」
③ 第7条（告知義務）(5)、第8条（通知義務）(4)および(5)および(7)、第10条（契約内容の変更）(2)ならびに第12条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(3)および(4)の規定中「事故による損害」とあるのは「傷害」

第18条（準用規定）

この特約に定めたない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および個人特約の規定を準用します。

別表1 第2章傷害補償条項第4条（保険金を支払わない場合ーその2）①および第4章携行品損害補償条項第4条（保険の対象およびその範囲）(2)⑤の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
(注1) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（フリーカーリミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラグライダ等をいいます。）を除きます。

別表2 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（注）を装着した場合にかぎります。
3. 効骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等（注）を装着した場合にかぎります。
注 1. から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については別表3・注2の図に示すところによります。
（注）ギブス等
ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帶、胸骨固定帶、肋骨固定帶、軟性コルセット、センター等は含みません。

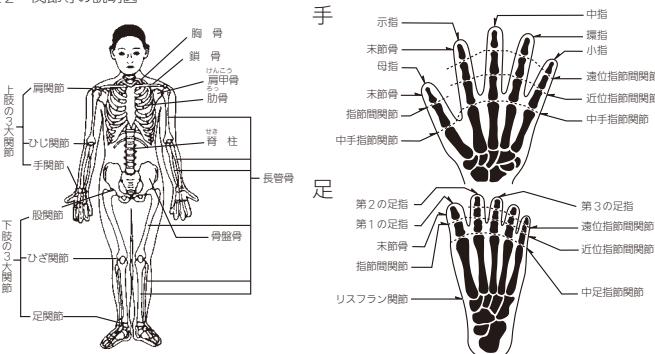
別表3

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咽しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 上腕をひざ関節以上で失ったもの (6) 上腕の用を全廃したもの (7) 下腕をひざ関節以上で失ったもの (8) 下腕の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 上腕を手関節以上で失ったもの (6) 下腕を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咽しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものとなります。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咽しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひざ関節以上で失ったもの (5) 1下腕をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリヌラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下腕を足関節以上で失ったもの (6) 1上腕の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものとします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咽しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接続すれば大音声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下腕の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したるもの (8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は未節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足節指間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	42%	
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%	
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咽しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%	
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面鏡で複視を残すもの (3) 咽しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難くなる程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%	
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>		15%
第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鍋骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの</p>		10%
第13級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面鏡以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p>		7%
第14級	<p>(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの</p>		4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
 注2 関節等の説明図



この特約については、普通保険約款次のとおり読み替えて適用します。

- ① 用語の説明に関する表の危険の規定中「損害の発生の可能性」とあるのは「傷害の発生の可能性」
- ② 第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定中「損害」とあるのは「傷害」
- ③ 第7条（告知義務）(5)、第8条（通知義務）(4)および(5)および(7)、第10条（契約内容の変更）(2)ならびに第12条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(3)および(4)の規定中「事故による損害」とあるのは「傷害」

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀しゃくおよび言語の機能を廃したるもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひじ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随时介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随时介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7)両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)聴覚に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリストラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は近位指節間関節以上を失ったものまたは中指指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12)外観に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難くなる程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14)1足の第1の足指を含み2以上足の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)外観に相当程度の醜状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1)1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの (6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

は請求します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

31. 共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社（注）による共同保険契約であって、引受保険会社（注）は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注）引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の賛成の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に關し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に對して行われたものとみなします。

32. 保険料確定追加条項

第1条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、この追加条項により、普通保険約款第13条（保険料の精算）の規定を次のとおり読み替え適用します。

「第13条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結とともに、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の資金、入場者、領収金または売上高に基づいて、当会社の定める方法により算出した保険料を払い込まれなければなりません。
- (2) 第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料に適用するものとします。」

第2条（普通保険約款の適用除外）

当会社は、この追加条項により、普通保険約款第17条（失効・解除の特例）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この追加条項に定めのない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

— × —

— × —

— × —

— × —

— × —

— × —

— × —

— × —

— × —

— × —

— × —

◆おかげ間違いにご注意ください。

保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

【保険金支払ご相談窓口】 0120-668-292

<受付時間> 平 日：午前9時～午後5時（土・日・祝日、12/31～1/3は休業）

保険金支払いの無責免責事案に関する第三者への不服申立窓口

保険金のご請求に対して、すでに損保ジャパンがお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、損保ジャパンの窓口（保険金サービス課や「保険金支払ご相談窓口」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申し立てを行うことができます。

【無責免責不服申立窓口】 0120-388-885

<受付時間> 平 日：午前10時～午後6時（土・日・祝日、年末年始は休業）

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。

2. お申し立て後の対応

「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）で受け付けした不服申し立てにつきましては、損保ジャパンが設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。

その審査結果は「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）を通じてご回答します。

なお、本審査制度の対象外とさせていただく事案がございますので、あらかじめご了承ください。

そんぽADRセンター

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808

<通話料有料>

<受付時間> 平 日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日、年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

◆おかげ間違いにご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

<受付時間> 24時間365日

お客さま総合窓口

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】 0120-888-089

<受付時間> 平 日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時
(12/31～1/3は休業)

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

保険責任の始期および終期の変更に関する特約
(共済契約付帯用)

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
共済規程	保険契約者が、法令の定めに従い、監督官庁より認可または承認を受けた共済事業規約等をいいます。
共済契約	共済規程に基づき成立した契約をいいます。

第1条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約を共済契約とみなし、共済契約の効力が生じた日または保険期間の初日の午前0時に始まり、保険期間の末日の午後12時に終わります。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

賠償事故解決特約

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
保険金額	第1条(賠償事故の範囲)に掲げる補償条項および特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまたはこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたものをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第1条(賠償事故の範囲)

この特約における賠償事故とは、次に掲げる補償条項および特約において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して当会社が保険金を支払うことを定めた場合のその損害の原因となる事故をいいます。

すべての補償条項および特約

第2条(当会社による援助)

当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故(注)にかかる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 日本国内において発生した賠償事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。以下この特約において同様とします。

第3条(当会社による解決)

(1) 普通保険約款第19条(保険金の支払)の規定にかかわらず、被保険者が日本国内において発生した賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。

(2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなけ

ればなりません。

- (3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合

(注) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続
弁護士の選任を含みます。

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 日本国内において発生した賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注1）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のアまたはイのいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

- (3) この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額} - \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額} = \text{損害賠償額}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、

当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注2）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2)④のアまたはイのいずれかに規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (7) (6)②または③のいずれかに該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注1）を限度とします。

（注1）支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（注2）法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第5条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 死亡に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ③ 後遺障害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ④ 傷害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑥ 他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
 - ⑦ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めるもの
- (2) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (4) 当会社は、前条(2)または(6)のいずれかに該当する場合は、請求完了日（注3）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (5) (4)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注3）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注4）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① (4)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注5） 180日

- ② (4)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (4)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(4)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (4)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (6) (4)および(5)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注6）は、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真

画像データを含みます。

(注3) 請求完了日

損害賠償請求権者が(1)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注4) 次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注5) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注6) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第6条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第2条（当会社による援助）または第3条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額（注1）の範囲内で、次の①から③までのいずれかの貸付けまたは供託を行います。
 - ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
 - ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
- (2) (1)③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金

(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①または②の規定は、その貸付金または供託金(注2)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- ① 第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書
 - ② 第4条(7)ただし書
- (4) (1)の供託金(注2)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金(注2)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注2)または貸付金(注3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第1条(賠償事故の範囲)に掲げる補償条項および特約の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 保険金額

同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

第7条(損害賠償請求権の行使期限)

第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第8条(普通保険約款および特約の読み替え)

この特約については、この特約が付帯された普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の全文は、
「① 次のアおよびイの合計額からウの額を差し引いた額

ア. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

- イ. 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金
- ウ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合はその価額

」

- ② 同条(3)および(4)の規定中「損害賠償金の額」とあるのは「規定により算出されたものの額」

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。